

徳島市中心市街地活性化推進本部資料

平成29年3月27日

市民環境部文化振興課

新たなホール建設候補地の検討について

1 現在の状況

新たなホールの整備については、昨年11月に徳島市音楽・芸術ホール整備推進有識者会議からの提言内容を踏まえ、早期の完成を目指し、建設候補地の具体的な検討を進めている。

2 建設候補地の概要

別紙1のとおり

3 建設候補地の選定理由

- (1) 市内中心部に位置し、比較的交通アクセスが良いこと。
- (2) 市有地又は土地利用が可能な用地であること。
- (3) 文化センターと同程度の敷地面積が確保できること。

4 建設候補地の検討方針

各候補地について、敷地の状況や周辺環境、交通アクセスなど、諸条件やメリット・デメリットの整理を行うとともに、敷地にあわせたホール機能の適格性の確認等を行い、外部の有識者で構成する建設候補地検討会議による意見・評価をもらう。

5 建設候補地検討会議について

- (1) 設置要綱 別紙2のとおり
- (2) 委員名簿 別紙3のとおり
- (3) 開催スケジュール

・第1回検討会議 とき 平成29年3月29日 午前10時から
ところ ホテル千秋閣 7階 鳳の間

※第2回以降は4月、5月に開催する。

※会議は公開で行う。

6 今後のスケジュール

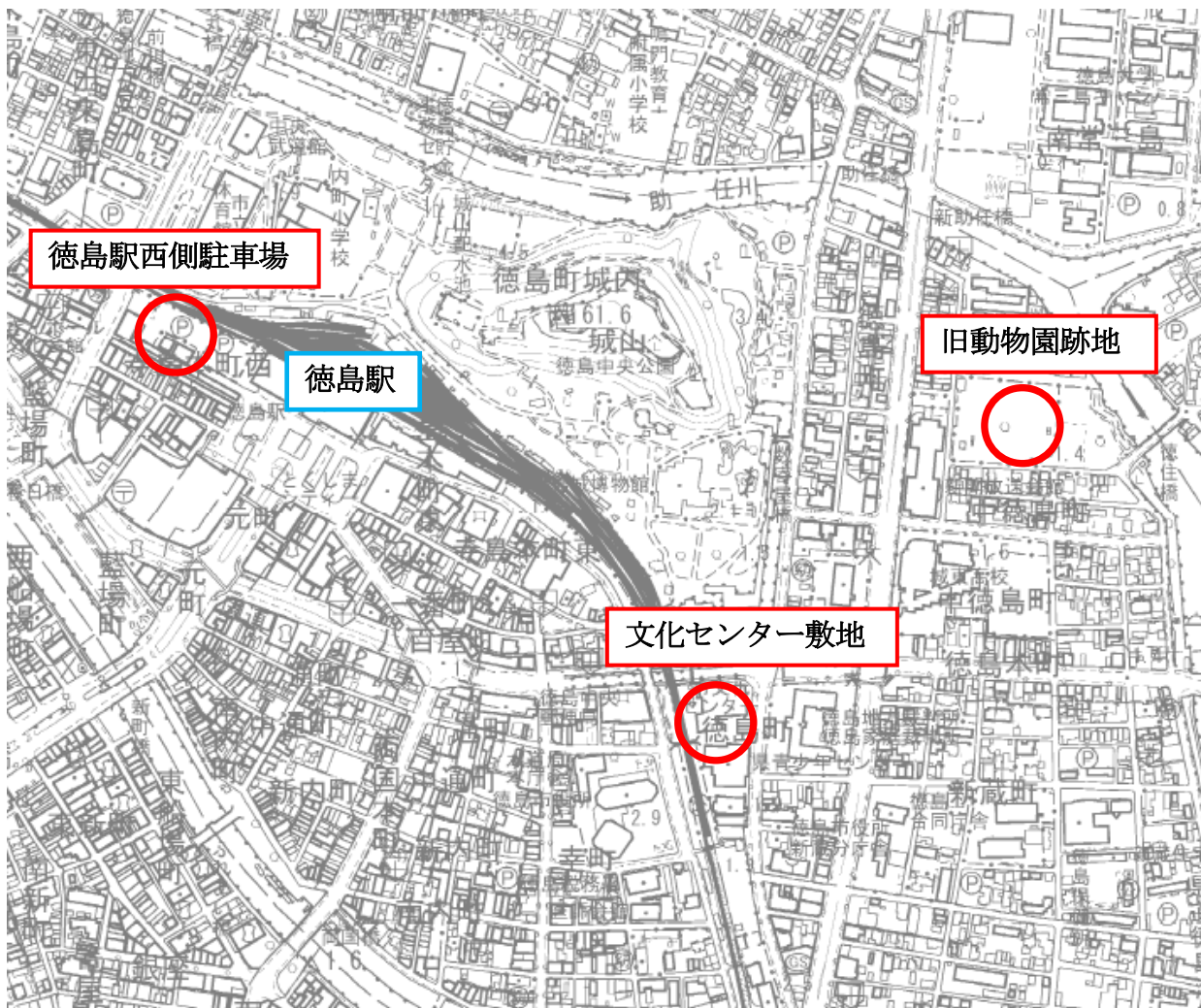
3月29日 第1回検討会議
4月～5月 第2回～4回検討会議、意見書の提出
5月下旬 推進本部の開催、建設候補地の選定
議会へ報告、公表

別紙 1

建設候補地の概要

建設候補地	文化センター敷地	徳島駅西側駐車場	旧動物園跡地	
所在地	徳島町城内1番地	寺島本町西1丁目	中徳島町2丁目	
敷地面積	約4,538㎡	約4,866㎡	約18,879㎡	
現況	文化センター (利用中止中)	駐車場等	空き地等 (一部公園)	
都市計画の状況	区域区分	市街化区域	市街化区域	
	用途地域	商業地域	商業地域	
	建ぺい率	80%	80%	
	容積率	400%	600%	
	防火・準防火地域	防火地域	防火地域	
	その他の地域地区	指定なし (商業地域のため、駐車場整備地区と同様の規定が適用される)	駐車場整備地区 (一定の台数の駐車場を原則、敷地内に設ける必要がある)	指定なし
	都市計画施設	都市計画道路 (敷地の北側の一部)	指定なし	都市計画公園 (すべての敷地)
土地所有者	市有地及び 県有地、国有地	民有地	市有地	
交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島駅から徒歩 約10～15分 ・周辺に駐車施設が複数あり ・市バス停留所あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島駅から徒歩 約1～3分 ・周辺に駐車施設が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島駅から徒歩 約20～25分 ・周辺に駐車施設が少ない ・市バス停留所あり 	
周辺環境等	県青少年センター、中央公民館、裁判所、中央公園、市役所、国道(192号)等	JR徳島駅、バスターミナル、ホテル、商業施設、市立体育館、県郷土文化会館、県道(30号)等	県立聾学校跡地、新聞放送会館、徳島大学、住宅、国道(11号)、助任川等	

【参考】建設候補地の位置図



別紙2

徳島市新ホール建設候補地検討会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 徳島市における新たなホールの建設候補地の選定にあたり、有識者による検討を行うため、徳島市新ホール建設候補地検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について専門的見地から検討し、意見を述べる。

- (1) 新たなホールの建設候補地を選定するために必要な事項。
- (2) その他検討会議において必要と認める事項。

（組織）

第3条 検討会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化、建築、経済等各分野の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、本要綱の施行日からその任務が達成されたときまでとする。

（会長及び副会長）

第5条 検討会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、委員の内から会長が指名する。
- 4 会長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会長は、必要に応じて検討会議を招集し、その議長となる。

- 2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

（守秘義務）

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 検討会議の運営に関する事務は、市民環境部文化振興課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

徳島市新ホール建設候補地検討会議 委員（案）

（敬称略：五十音順）

氏名	団体・役職名
生駒 元	徳島交響楽団 専務理事
小西 誠一	一般社団法人徳島県建築士事務所協会 会長
佐藤 勉	公益財団法人徳島県文化振興財団 理事長
高畑 富士子	阿波女あきんど塾 キャスト
田村 耕一	公益財団法人徳島経済研究所 専務理事
中村 太一	徳島商工会議所 会頭
山中 英生	徳島大学理工学部 教授